

令和8年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組について

令和8(2026)年8月6日 障害福祉課 精神保健福祉担当

1 研修会

目的：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための取組における方向性をそろえ、全体の底上げを図ること及び各自治体で自走するためのノウハウの提供を目的に実施する。

回	開催日	研修内容	人数
1	令和8年 6月25日(木)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業研修(基礎編) テーマ：みんなでつくる地域の支援 講師：鹿沼市・下野市の基幹相談支援センターの職員、構築推進サポーター、ピアサポーター、県障害福祉課 等 内容：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築における市町の取組に関する実践報告や、講義・演習をと おしてそれぞれの立場での役割を考える	(参加人数) 77名
2	令和8年 11月27日(金)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業研修(行政編) テーマ：精神障害にも対応した地域包括ケアを行政から考える 講師：社会福祉法人じりつ 理事長 岩上 洋一 氏 内容：講義、演習	(募集人数) 85名 程度

2 構築推進サポーター事業

目的：圏域や市町で精神障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域づくりが行えるよう、協議の場を効果的に運営し、その推進を担う人材を育成するとともに、持続的な体制を構築する。そのため、全体を統括する者1名と圏域担当制で伴走支援を行う者7名を配置して実施する。

(1) 構築推進サポーター連絡会

回	日程	内容	出席者
1	令和8年6月2日(火)	・令和8年度の実施計画について ・健康福祉センターと各圏域の取組について打合せ	構築推進サポーター、健康福祉センター
2	令和8年8月5日(水)	・上半期の構築推進サポーター活動報告について ・にも包括研修(行政編)の企画について	構築推進サポーター
3	令和9年2月18日(木)	・下半期の構築推進サポーター活動報告について ・令和9年度の実施計画について	構築推進サポーター

(2) 健康福祉センターや市町への派遣状況（令和8年7月1日時点）

健康福祉センターや市町からの依頼に基づき年間を通して随時、構築推進サポーターをアドバイザーとして派遣する。

回	日 程	派遣希望センター	内 容
1	令和8年5月22日（金）	県東健康福祉センター	圏域内の各町の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に関する打合せ
2	令和8年6月11日（木）	県東健康福祉センター	県東健康福祉センター精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業連携会議
3	令和8年7月22日（水）	県北健康福祉センター	県北健康福祉センター精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業検討会
4	令和8年8月 7日（金）	県西健康福祉センター	鹿沼市自立支援協議会第2回精神障害にも対応した地域包括ケアシステム鹿沼市のワーキングにおける事前打ち合わせ
5	令和8年8月25日（火）	県西健康福祉センター	鹿沼市自立支援協議会第2回精神障害にも対応した地域包括ケアシステム鹿沼市のワーキング

3 心のサポーター養成事業

目的：精神疾患に関する正しい知識を身につけ、身近な人に対して支援を行う「心のサポーター」（通称ここサポ）を養成することを目的とする。

心のサポーター養成研修開催

- ・令和8年8月から令和9年1月にかけて、オンライン研修を5回、集合研修を3回実施予定。（開催日程等についてはパンフレットを参照）
- ・栃木県内の高校や大学などの教育機関や行政機関、企業等からの開催の依頼を受け、年間10回を上限に研修の講師を派遣する。

4 難治性精神疾患地域連携体制整備事業

目的：従来の治療では効果が乏しい難治性精神疾患患者が、身近な地域において適切な専門的治療を受けられるようにするため、拠点病院を中心とした医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

(1) 連携体制の構築（令和8年4月1日に以下の医療機関を選定）

名 称	医療機関名	主な役割
栃木県難治性精神疾患拠点病院	獨協医科大学病院	・地域連携体制の中核となり、コーディネーターを1名配置。 ・医療機関や患者等からの相談に応じ、助言指導を行う。 ・関係機関との連絡、調整を行う。 ・研修会や会議の開催を行う。
栃木県難治性精神疾患連携総合病院	自治医科大学附属病院	・他の精神科病院等で治療中の患者に重篤な副作用が生じた場合に、依頼を受けて患者を受け入れる。
	足利赤十字病院	
栃木県難治性精神疾患地域基幹病院	医療法人社団緑会佐藤病院	・各地域での専門治療の支援と依頼に基づき、患者受入れを行う。
	医療法人朝日会朝日病院	
	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院	

(2) 研修会の開催

開 催 日	研 修 内 容	参加人数
令和8年 7月2日(木)	<u>難治性精神疾患地域連携体制整備事業研修会</u> 講 師：千葉大学大学院 医学研究院精神医学 准教授 新津 富央 氏 内 容：千葉県におけるクロザピン地域医療連携の実践についての講話、県内のネットワーク構成医療機関における取組に関するシンポジウム	70 名

(3) 連携会議の開催

開 催 日	協 議 事 項
令和9年 2月15日(月)	・課題の抽出及び事業効果の検証について ・連携体制の整備状況について ・次年度の事業計画の策定に関することについて

高次脳機能障害者支援事業について

令和 8 (2026) 年 8 月 障害福祉課

高次脳機能障害者支援法の概要（令和 7 年法律第 96 号、令和 7 年 12 月 24 日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害※をいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

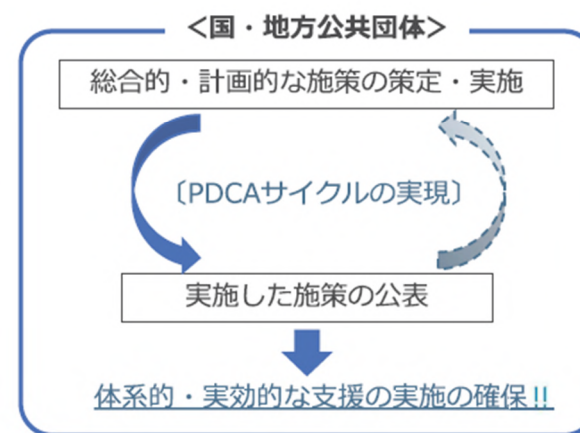
具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等



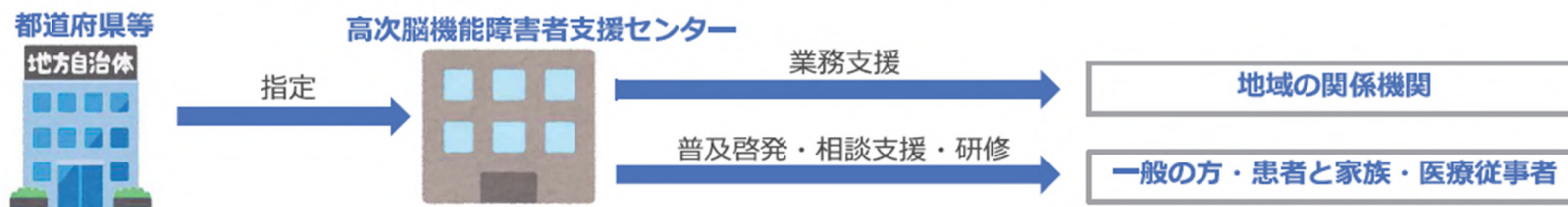
※障害の態様は類似しているが、現在高次脳機能障害と診断されていない先天性疾病による認知機能の障害、周産期における脳の損傷による認知機能の障害、発達障害、認知症を除く。

高次脳機能障害者支援法の概要

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県・指定都市は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県・指定都市は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県・指定都市は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。

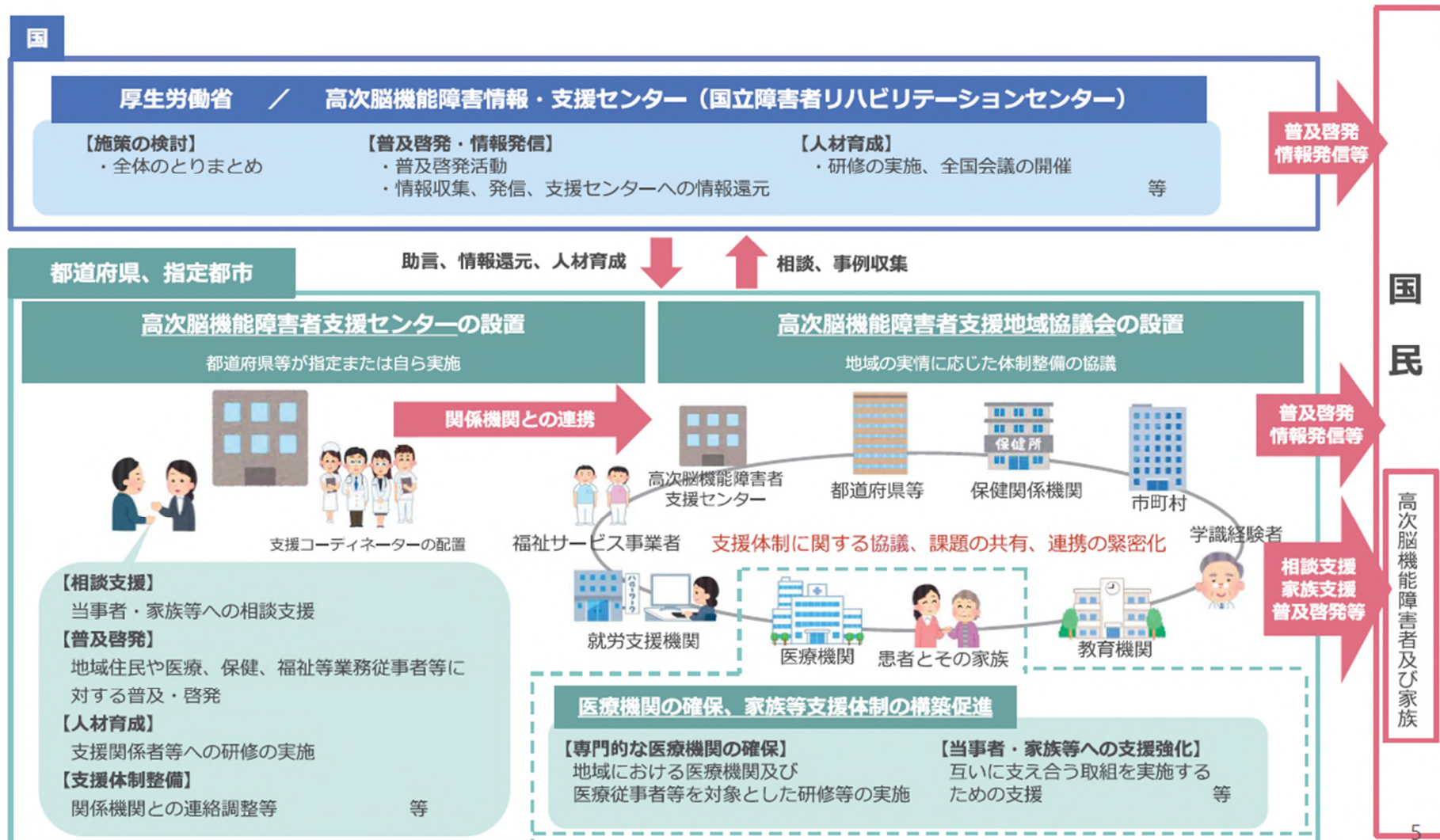


※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討4

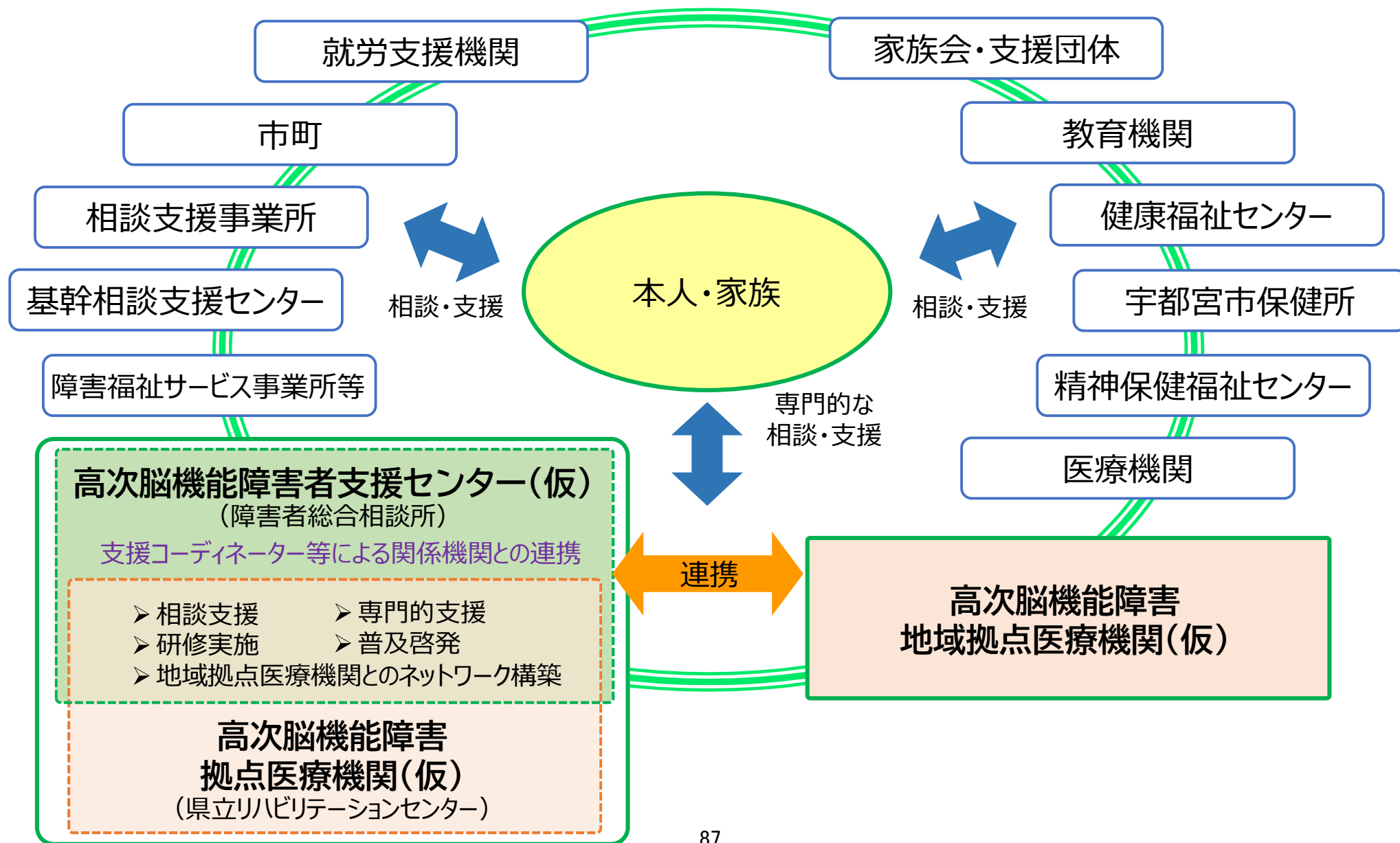
高次脳機能障害者の支援施策の推進

国、地方公共団体で連携して支援体制を構築し、高次脳機能障害者に対する総合的な支援を行う。



高次脳機能障害者支援体制のイメージ(検討案)

栃木県障害者総合相談所は、**拠点医療機関**である県立リハビリテーションセンターの協力の下で**高次脳機能障害者支援センター**として県全体を統括するとともに、身近な地域で専門的な医療を提供する**地域拠点医療機関**を指定することで、高次脳機能障害者への重層的な支援体制の構築を図る。



とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議（旧障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議）の設置について

令和 8（2026）年 8 月 6 日 障害福祉課 社会参加促進担当

1 これまでの経緯

「障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議」については、地域の福祉施設と各分野の関係機関の連携強化を図ること等を目的として設置し、情報共有や意見交換等を実施してきたが、令和 8 年 3 月の自立支援協議会において、会議の更なる充実に向けて見直しを検討することとされてきた。

2 「とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議」の新設

目的：従来の障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議における生活支援等に関する情報共有に加え、障害者の就労支援の事例や成果・課題、課題解決に向けた取組等に関する意見交換の実施を通して、関係機関の連携強化を図り、一般就労に向けた支援体制の整備を進める。

会議名称	会議内容	開催日	参加人数
障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議	各関係機関の事業に係る情報共有に加え、令和 8（2026）年度障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議の見直しについて協議 →【結果】 新名称「とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議」 今年度の実施計画及びスケジュールについて承認を得た。	令和 8（2026）年 6 月 2 日（火）	37 名
とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議	○各関係機関の事業に係る情報共有や各圏域の就労支援に係る地域の現状や課題等について意見交換 ○栃木県障害福祉計画（第 8 期計画）及びとちぎナイスハート♥プラン（2027～2029）栃木県障害者工賃向上計画（第 7 期計画）策定に向けた具体的な取組について意見交換等 ○各関係機関の事業に係る情報共有や生活支援事例に係る意見交換等	年度内 3 回実施 （R8. 8 月、10 月、R9. 1 月予定）	各回 30 名程度

栃木県障害者工賃向上計画（第7期）とちぎナイスハート♥プランの策定について

令和8（2026）年8月6日 障害福祉課 社会参加促進担当

1 策定方針

(1) 計画の位置付け

「とちぎ障害者プラン 21（2024～2028）」に掲げる「福祉的就労の工賃の向上」に取り組むための計画として、国の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即して策定

(2) 計画期間

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間

(3) 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

（工賃の向上に意欲的に取り組む就労継続支援A型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センターを含む。）

2 スケジュール案

実施時期	内容
令和8年6月～7月	計画策定に係る調査の実施（各事業所、市町）
令和8年8月～10月	計画素案作成
令和8年11月16日（月）	第2回自立支援協議会・第1回施策推進審議会（計画素案）
令和8年11月～12月	関係者（施設長等）との意見交換等
令和9年1月～2月	計画案作成
令和9年2月17日（水）	第3回自立支援協議会・第2回施策推進審議会（計画案）
令和9年3月	計画策定、公表

3 構成案

項目	内容
はじめに	工賃向上に関するこれまでの経緯や主な取組など
1 策定の趣旨	(1) 計画の位置付け (2) 計画期間 (3) 対象事業所 (4) 国への報告・公表 (5) 進行管理
2 対象事業所の現状と工賃実績	(1) 事業所数と平均工賃月額の推移 (2) 県平均工賃と全国平均との比較 (3) 平均工賃月額の分布状況 (4) 平均工賃時間額の分布状況 ※(1)～(4)については、グラフを並記することで、過去の調査結果との比較を行う (5) 障害者の就労を取り巻く状況
3 これまでの取組の成果と課題	(1) 県の取組 (2) 課題
4 目標工賃	(1) 目標工賃について（考え方） (2) 県の目標工賃 (3) 各事業所における目標工賃の設定について (4) 実績の把握・公表
5 今後の具体的方策	(1) 県の取組 (2) 市町の取組 (3) 各事業所の取組 (4) 関係機関の取組（共同受注窓口：とちぎセルフセンター）
参考資料	工賃向上計画を推進するための基本的な指針